

令和8年度「奈良公園ぐるっとバス」運行事業者募集要項

1. 趣旨

奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、渋滞対策と観光振興を目的として、主要な観光地である奈良公園周辺への快適な周遊環境を提供するとともに、公共交通の利用促進を図ることで、奈良観光の更なる魅力向上に取り組んでいます。

その施策の一つとして、この度、令和8年度の「奈良公園ぐるっとバス」の運行に関する業務について、事業者の募集を行います。

本業務の実施については、別紙1に示す業務説明書に基づき行うこととします。なお、本業務は、令和8年度の協議会予算確保を前提としていることから、諸事情により当該予算確保ができなくなった場合には業務内容を見直す場合があります。

2. 提案価格

提案上限額は、以下のとおりとします。

A 運行準備業務 提案上限額 : 4,609千円(消費税及び地方消費税含む)

B 運行業務 提案上限額 : 38,754千円(消費税及び地方消費税含む)

提案価格について、A 運行準備業務は「① 運行準備業務費」とし、B 運行業務は「② 運行業務費 - ③ 収入見込み額」とし、それぞれ提案上限額の範囲内となる提案を行って下さい。

① 運行準備業務費

業務計画書の作成に係る費用、運行届出申請・道路占用許可申請等の各種法令等により必要となる申請手続きに係る費用、その他運行の開始に必要な業務に係る費用を含むものとします。

② 運行業務費

バスの運行に係る人件費(運転者及び運行管理者に係るもの)、燃料油脂費、車両の調達、修繕、点検及び保管に係る費用、租税公課(自動車税、自動車重量税等)、保険料(自動車損害賠償責任保険料掛金及び自動車任意保険料掛金)、その他運行に必要な費用(地上員に係る人件費等)を含むものとします。

③ 収入見込み額

1乗車大人(中学生以上)250円、小児(小学生)130 円(消費税込み)として計算し、13,562千円とします。

3. 契約額

契約額は、事業者として選定した応募者の提案価格とします。

4. 契約内容

本業務は、応募提案書について最も評価の高かった者を事業者として選定します。よって、別紙1に記載の業務説明書と、応募者が提案した内容は必ず履行することとし、提案内容を履行するために生じた数量や経費の増加は設計変更協議の対象としません。ただし、事業者の責によらない理由により業務内容と提案内容に変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。

また、事業者として選定された者が、別紙1(業務説明書)の運行準備業務における、「3.(3)①音声合成データの作成」及び「3.(3)②車体ラッピングのデザイン作成及びラッピング」に記載の条件を満たしており、運行準備業務において作成する必要がないと協議会が判断した場合は、実施しないものとし、減額の対象とします。

なお、変更の契約は、運賃収入、運行準備及び運行にかかる経費が確定した時に行うものとします。

5. 履行期間

運行準備業務：契約締結日 から令和8年3月31日まで

運行業務：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 運行に必要となる申請について

運行に必要な道路運送法及び同法施行規則に基づく申請については、同法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明を協議会において交付するので、本契約締結後速やかに運行届出申請等の運行に必要となる申請を行って下さい。

以上